

飯能市低入札価格調査制度実施要領

(平成12年3月1日決裁)

1 趣 旨

この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により、落札者を決定するための低入札価格調査制度を創設し、その実施について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

低入札価格調査制度とは、建設工事に係る競争入札において、市長が定める価格（以下「調査基準価格」という。）に110分の100を乗じて得た額未満の価格（以下「低入札価格」という。）をもって入札した者がある場合に、その入札を保留し、当該低入札価格未満の入札者を調査したうえで落札者を決定することをいう。

3 調査基準価格

調査基準価格は、飯能市調査基準価格及び失格基準価格の設定に関する基準（平成14年3月20日決裁）に基づき定めるものとする。

4 失格基準価格

- (1) 失格基準価格は、飯能市調査基準価格及び失格基準価格の設定に関する基準に基づき定めるものとする。
- (2) 失格基準価格未満の価格をもって入札した者は、失格とする。

5 入札参加者への周知

競争入札において調査基準価格又は失格基準価格を設ける場合は、次の事項を入札の心得に明記するとともに、工事説明会等において説明し、入札参加者に周知する。

- (1) 調査基準価格が設けられていること。

- (2) 失格基準価格が設けられていること又はないこと。
- (3) 調査基準価格未満の入札があった場合の入札の終了方法及び結果の通知方法
- (4) 調査基準価格未満の入札者は、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格未満の入札者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。
- (6) 失格基準価格未満の価格をもって入札した者は、失格となること。
- (7) 調査基準価格未満の入札に係る工事については、現場代理人と主任（監理）技術者との兼務を認めないこと。
- (8) 調査基準価格未満の入札をした者は、この要領で定める調査を辞退することができること。

6 入札の執行

入札の結果、低入札価格による入札があった場合には、入札執行者は、入札者に対して次の内容を告げて入札を終了する。

(1) 調査基準価格のみが設定されている場合

「入札結果は保留し、調査基準価格未満の最低価格入札者を調査したうえで落札者を決定する。ただし、調査基準価格未満の入札者が複数ある場合において、最低価格入札者が落札者とならないときは、次順位者を調査したうえで落札者を決定する。」旨を告げて入札を終了する。

(2) 調査基準価格及び失格基準価格が設定されている場合

「失格基準価格未満の入札者は失格とする。入札結果は保留し、調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格入札者を調査したうえで落札者を決定する。ただし、調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の価格をもって入札した者が複数ある場合において、最低価格入札者が落札者とならないときは、次順位者を調査したうえで落札者を決定する。」旨を告げて入札を終了する。

7 調査の実施

(1) 契約担当者は、低入札価格による最低価格入札者がその入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかについて、次のような内容により、当該入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行うものとする。

ア その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書の提出

イ 当該対象工事付近における手持工事の状況

ウ 当該対象工事に関連する手持工事の状況

エ 当該対象工事の場所と入札者の事業所、倉庫、資材置場等との関連（地理的条件）

オ 手持資材の状況

カ 資材の購入先及びその購入先と入札者との関係

キ 手持機械数の状況

ク 労働者の具体的配置の見通し

ケ 過去に施工した公共工事名及びその発注者名並びにその工事の成績状況

コ 建設副産物の搬出地

サ 経営内容

シ その他必要な事項の調査

(2) 契約担当者は、(1)の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めたときは、次順位者について(1)の内容の調査を行うものとする。

(3) 総合評価落札方式の場合、低入札があった場合でも評価値によって落札予定者にならないときは、事後の事情聴取は行わない。

(4) 最低価格入札者のほか、複数の低価格入札者がいる場合においては、調査基準価格との乖離の状況や総合評価落札方式における評価値を勘案して、次順位者以降、複数の低価格入札者に対し調査を並行して実施できるもの

とする。

8 契約条件の変更と調査の辞退

- (1) 調査基準価格未満の入札に係る工事については、現場代理人と主任（監理）技術者との兼務を認めないものとする。
- (2) 調査基準価格未満の入札をした者は、この要領で定める調査を辞退することができるものとする。この場合において、辞退した者は、失格とする。
- (3) 前号の場合において、市長は、辞退した者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

9 落札者の決定

- (1) 契約担当者等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認め、かつ、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがなく、当該最低価格入札者と契約を締結することが適当であると認めたときは、直ちにその調査結果を報告書にまとめて建設工事請負指名業者資格審査会会長に報告し、落札者を決定する。
- (2) 契約担当者は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めたときは、調査の結果及び意見を報告書にまとめて建設工事請負指名業者資格審査会に付議し、審査したうえで落札者を決定する。

10 落札者等への通知

- (1) 最低価格入札者を落札者とした場合は、当該落札者及び他の入札者に落札の決定があった旨を電話で連絡する。
- (2) 次順位者を落札者とした場合は、最低価格入札者で落札者とならなかった者には、落札者とならなかった理由その他必要な事項を通知し、落札者及びその他の入札者には、落札の決定があった旨を電話で連絡する。

1 1 説明の請求等

- (1) 前項の規定により落札者とならなかった旨の通知を受けた者で、当該落札者とならなかった理由に不服のある者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。
- (2) 市長は、落札者とならなかった理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。
- (3) 前号の規定による回答があった場合においては、当該落札しなかった理由について1回に限り再説明請求をすることができる。

1 2 その他

この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成12年4月1日以後に締結する契約に係る入札から適用する。

附 則（平成13年2月15日決裁）

この要領は、平成13年4月1日以後に締結する契約に係る入札から適用する。

附 則（平成14年2月1日決裁）

この要領は、平成14年4月1日以後に締結する契約に係る入札から適用する。

附 則（平成16年3月10日決裁）

この要領は、平成16年4月1日以後に締結する契約に係る入札から適用する。

附 則（平成22年3月1日決裁）

この要領は、平成22年4月1日以後に締結する契約に係る入札から適用する。

附 則（平成26年1月6日決裁）

この要領は、平成26年4月1日以後に締結する契約に係る入札から適用する。

附 則（平成27年11月24日決裁）

この要領は、平成27年12月1日以後に締結する契約に係る入札から適用す

る。

附 則（平成28年3月18日決裁）

この要領は、平成28年4月1日以後に締結する契約に係る入札から適用する。

附 則（令和3年3月26日決裁）

この要領は、令和3年4月1日以後に締結する契約に係る入札から適用する。

附 則（令和5年3月24日決裁）

この要領は、令和5年5月1日以後に締結する契約に係る入札から適用する。